

米国産さくらんぼの輸入植物検疫における新しい技術的方法の追加の概要

1. 改正の趣旨

- (1) 米国にはコドリングが発生しているため、その寄主植物となるさくらんぼの生果実の輸入は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項第1号の規定に基づき禁止されている。
- (2) しかし、米国産のさくらんぼ生果実については、コドリングの侵入防止のため、臭化メチルクン蒸を条件に、昭和53年からその輸入を認めているところである。
- (3) 平成9年以来、オゾン層破壊物質である臭化メチルの使用削減等を目的に、米国側から新しい技術的方法の追加について要請があった。
- (4) 米国側から要請のあった新しい技術的方法について科学的検証を行った結果、以下の技術的方法により、コドリングの日本への侵入を防止できると科学的に判断された。
 - ① コドリングの発生密度が低いと確認された園地のみから出荷された果実を対象とし、
 - ② こん包施設到着時、選果後及び輸出前の3回の検査を行い、
 - ③ 定期的に日本側植物防疫官による査察を実施する。
- (5) なお、このような方法による輸入は、既にニュージーランド産及びオーストラリアのタスマニア産さくらんぼ生果実に適用されている。

2. 改正の概要

平成4年5月6日農林水産省告示第518号（アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）を改正し、以下の条件を満たす生果実の輸入を認めることとする。

- ① カリフォルニア州及び北西部州（オレゴン州及びワシントン州）の園地のうち、トラップ調査によりコドリングの発生密度が低いことが確認された園地のみから収穫
- ② 収穫後の3回の果実検査
- ③ 定期的に日本側植物防疫官による査察を実施